

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

(処分内容)

所 属	上下水道局
職 位	主任
年 齢	44歳
性 別	男性
処 分 内 容	減給1月（令和5年12月から令和6年2月までの平均給与の1日分の2分の1を減給）※労働基準法第91条に基づき減給
処 分 理 由	令和5年10月19日、川崎区内のスーパーマーケットにおいて、家族とともにエレベータを降りようとした際、それを待たずに乗ろうとした男性の胸部を両手で押して転倒させ、頭部挫創等のけが（加療約17日間）を負わせた。 令和6年3月8日付けで川崎簡易裁判所から略式命令がなされ、傷害罪で罰金30万円を科せられた。 このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行である。
処分発令日	令和6年3月28日
処 分 者	川崎市上下水道事業管理者

問合せ先

川崎市上下水道局総務部庶務課 梁取

044-200-3095